

平成27年4月

建設工事入札参加者各位

小林市総務部 管財課

## 建設工事の入札における工事費内訳書の提出について

平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律に伴い、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律についても一部改正されました。

この法改正に伴い、入札参加者の適正な見積りを促すとともに談合等の不正行為の排除、ダンピング受注の防止等を図る観点から、平成27年4月から全ての競争入札に際し工事費内訳書の提出が義務付けられました。

本市の建設工事の入札における、工事費内訳書の提出を求める基準を、下記のとおり変更しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 実施時期及び対象案件について

平成27年4月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事の全ての入札を対象とする。

#### 2. 提出の時期及び提出方法について

入札時に入札書と添えて同時に提出するものとする。

#### 3. 工事費内訳書の様式

別添の「工事費内訳書」を様式とし「予定価格 1,000 万円以上」、「予定価格 1,000 万円未満」の2つの様式を使用する。

#### 4. 工事費内訳書の作成方法について

別添様式に記す記載例を参考とし、工事、経費別の内訳を記載するものとする。

※ 工事費内訳書の積算金額（工事価格）と、入札金額は一致させてください。

#### 5. 入札の無効について

- ① 工事費内訳書が未提出の場合
- ② 提出された工事費内訳書が未記載のもの
- ③ 商号・名称、代表者氏名並びに工事名の記載がないもの又は不明瞭なもの